第512回(定例)福崎町議会会議録

令和5年12月5日(火) 午前9時30分 開 議

○令和5年12月5日、第512回(定例)福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議	員	1	4 名								
	1番	石	Ш		治		8番	小	林		博
	2番	竹	本	繁	夫		9番	河	嶋	重-	- 郎
	3番	牛	尾	雅		1	0番	松	岡	秀	人
	4番	大	塚	記美	代	1	1番	城	谷	英	之
	5 番	昔	高	平	記	1	2番	富	田	昭	市
	6番	植	岡	茂	和	1	3番	三	輪	_	朝
	7番	宇	﨑	壽	幸	1	4番	前	Ш	裕	量

- ○欠席議員(な し)
- ○事務局より出席した職員

 事 務 局 長 三 木 雅 人 係
 長 山 口 瑞 穂

 主 査 吉 田 卓

○説明のため出席した職員

町 長 尾 﨑 吉 晴 副 町 長 近 藤 博之 教 育 長 髙 橋 渉 公営企業管理者 福永 聡 宇 会 計 管 理 者 尾崎 俊也 技 都 和 善 町参事兼住民生活課長 谷 出 周 和 総 務 課 長 岩木 秀人 企画財政課長 蔭 谷 秀 樹 税 務 課 長 清 彦 松田 ほけん年金課長 地域振興課長 成田邦 造 西村 由紀子 農林振興課長 福 祉 課 長 小 幡 伸 吉田 利彦 まちづくり課長 山 下 勝 功 上下水道課長 橋 本 繁樹 学校教育課長 大 塚 謙 社会教育課長 木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1 閉会中の継続調査報告

第 2 質疑

第 3 討論・採決

第 4 委員会付託

○本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の継続調査報告

第 2 質疑

第 3 討論・採決

第 4 委員会付託

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員数は14名でございます。 定足数に達しております。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。 各委員会の活動について、報告を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆様、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、会議閉会中の継続調査について報告いたします。

委員会は、去る10月23日及び11月21日の2回開き、11月13日、14日には、行政視察を実施しました。委員会では、所管の担当課からの報告を受け、委員会としての所管事務調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、特筆すべき部分を補足いたします。

まず、10月23日です。

総務課から、職員の自己申告書の変更についての説明があり、委員から新しい自己申告の効果についての質疑がありました。答弁では、9月13日に、令和5年度の対象を拡大したということを職員に周知しており、申告書提出は、前年が7名であったのに対して、9月以降、約1か月余りに提出されているのが42名という増加状況で、提出しやすくなっている効果の表れとの説明がありました。

次に、学校教育課からは、八千種小学校における学童保育園の試験的開設の終了についての報告がありました。毎日利用する児童はおらず、週1回利用が1人、週2回利用が6人、週3回利用が1人、週4回以上の利用はなく、結果、今後は冬休み、春休み、夏休みの長期休業中のみ八千種小学校で開設する方向で進めたいとのことでした。

また、学校教育課全体についての質疑では、委員から中学校の体育大会での部活動の行進の有無についての質疑がありました。教育委員会の答弁では、西中と東中とで異なっています。随分前から統一はされていませんが、教育委員会としては、どっちにしなさいという指導は行っておりません。西中は、部行進をやっています。東中は、なぜしないかということを聞きますと、外部チーム、習い事などに多くの生徒が参加していて、例えば野球の習い事に行っているチームは出場させるとなれば、ピアノとか習字とか、いろんな習い事を全て出場させるとなるという事情があると聞いているとの答弁がありました。委員から、学校の先生側の意見よりもむしろ、生徒会や子どもたちがどうしたいのか、たとえ外部の判断しなければならないのではないかという質疑がありました。教育委員会の答弁は、確かに校長の意見だけではなく、生徒会や子どもたちの意見を、やっぱり子はもたちが主人公にならないといけないということを言いたいと思いますとのことでした。

11月21日の委員会です。

税務課から、令和5年度分確定申告住民税申告相談会日程案について報告がありました。委員から各地区へ行かれるときにe-Taxのコーナーを設けて説明してはどうかとの質疑がありました。答弁は、税務課でもe-Taxを使った電子申告に力を入れていきたいと考えていますが、自治会の会場での電子申告の説明につきましては、行かせていただく人数名もあり、現時点では計画には上げていない状況です。できるだけそういうふうな形で電子申告に力を入れていきたいと考えておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思いますとのことでした。

学校教育課からのぞみ学級、福崎町教育支援センターについての説明があり、委員から例えば30分行っても、1時間であっても、学校に行った出席日数1日に加算されるのかとの質疑がありました。答弁はのぞみ学級に来られる子どもさんは、基本的に学校へ行くことができないか、学校の中でもほんわかルームという名称で不登校指導員さんがいらっしゃる部屋に行くということもあり、時間に関わらず、登校日という捉え方をしておりますとのことでした。

11月13日、14日の高知の行政視察の報告に移ります。

高知市教育研究所は、昭和29年に高知市教育委員会の組織の一つとして、設置されて以来約70年間の歴史を持ち、学校や関係諸機関、研究団体などと連携を図りながら、教育に関する調査研究や、教職員の研修等の教育振興、充実、発展等に貢献しているとのことです。

不登校について我々が質問したところの要点の一部をご紹介します。まず、問いとして、子どもたちは教育研究所のことをどこから聞いてくるのかという質問に対しましては、学校が一番多く、福祉、医療機関、またはネットの情報で知られて来られることが多いとのことでした。次の問いで、フリースクールに通う子どもは、出席扱いかというものに対しては、内容によっては認められないことであるが、学校長が判断している。令和2年にフリースクールガイドラインを作成して、それにのっとって判断しているとのことでした。また、不登校の子には将来の不安があり、進路はどうなっていますかとの問いに対しては、96%が尾でへ進学するようになっているとのことでした。議員の感想例では、学校に足ある施設を引用して、不登校対策ができれば、そのようにされていると感じた。また、目的は子どもたちの自己実現をサポートすることのようで、子どもたちに育らに対場の多様性拡大を実践されているように感じた。また、細やかな対策により、不登校が単年度で終えることができていると感じたなどという感想がありました。翌日の高知県日高村の内容を紹介します。

日高村では、令和3年6月1日から、村まるごとデジタル化事業を開始し、シニア世代を含めたあらゆる世代がスマートフォンを使い、より便利な生活を送るための支援を実践しているとのことです。なお、日高村の事業の説明者の1人が、福崎町にある大学の卒業生だったことは、新鮮な驚きでもありました。

次に、主な質疑から紹介します。

どのようにこの村まるごとデジタル化の事業を周知したかという問いに対しましては、当初全体説明ということを実施したが、住民が集まらなかったため、82自治会の行事等に合わせて現地で説明会を実施し、取組、背景から説明して回ったとのことでした。

また次のスマートフォンだと画面が小さ過ぎて困ることはないかということに対する回答としましては、有事の際に持っていくことができるサイズがスマートフォンであったということと、もともと各戸配りしている音声のみのIP告知端

末の総入替えが必要になっており、各地でスマホ端末を購入いただくように、理解を求めた経緯があるとのことでした。高齢者は3G契約が多いため、動画ではなく文字のみの情報を送る。大きい画面が必要なときは、テレビのdボタンを使用することで情報が得られるようにするなど、たくさんの情報を出すように工夫もしているとのことでした。

また、ふるさと納税の主な商品はという問いに対しましては、2021年はお菓子や、地場産業などで約2億円、22年からはゴルフショップに参加いただいて、プラス3億円、計5億円で今やっているということでした。

議員の感想の例では、福崎町では、給食費無償化をはじめ、全ての新規事業において、ふるさと納税の大幅な拡大が不可欠となるため、そこから歩みを始めなければならないと感じた。

次の感想では、高齢者への動機づけにタイムリーの情報提供、もしも南海トラフ地震発生時や、自己の健康管理増進で、スマートフォンからのポイントをゲットして、利用料金年間月々要るスマートフォンアプリのお金をペイできる仕組みづくりで、デジタル化や、それに対応するもろもろの準備をしてきたプロセスはすばらしかった。

次の感想の例では、健康アプリを活用することで、医療費抑制額を相殺するという考え方は、自治体としては先を見た策であると感じたなどなどありました。

長くなりましたが、以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の継続調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の活動について報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会は10月25日、11月22日に会議を開催。また、行政視察を行いました。項目的に触れていきたいと思います。

10月25日の委員会です。

公害防止協定に基づく協議は4件で、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項では、住民生活課は、高岡地区の避難訓練について、新型コロナウイルス感染症対応の支援策の進捗状況報告、令和5年度の通学路改善要望回答についてなどの報告があり、質疑がありました。

地域振興課では、中小企業大学関西校について資料のように報告を受け、現地 視察を行いました。利用停止は残念なことであります。今後については福崎町当 局と協議をしつつ方向づけをするとのことでありました。

農林振興課です。工事業務委託の進捗状況について、アケボノ企画とは和解が 成立したとのことです。

まちづくり課では、工事業務委託の進捗状況、ふくひめ号の利用状況、道路不法占有の訴訟の経過報告。開発事業について、太陽光施設の件でありました。敷地面積で対応をするようにしてほしいという質問に対して、そのようにしておるというふうなことであります。

上下水道課であります。工事業務委託などの進捗状況について。下水では、直谷雨水幹線工事、水道では三ノ宮配水池関連の工事の契約がありました。公園施設で、公募型プロポーザルを実施の結果、契約候補者としてタカオ株式会社に決定をし、11月初旬の契約を予定していることなどであります。

福祉課、巡回バス、サルビア号の上半期の利用実績の報告。加西市連携バスは加西市からの申出で、令和5年度末で終了とのことであります。

ほけん年金課、新型コロナウイルスワクチン接種、インフルエンザ予防接種に 関する報告です。

11月22日の委員会です。

公害防止協定に基づく協議は6件で、委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項です。

住民生活課、大地化成株式会社の塩酸漏えい事故後の改善の報告、新型コロナウイルス感染症対応支援策の進捗状況などの報告です。

農林振興課、工事業務委託の進捗状況、アケボノ企画との和解成立後の状況報告などがありました。

まちづくり課、工事業務委託の進捗状況、東部工業団地内の町道、街路樹、倒木による車両物損事故についてなどの報告がありました。

上下水道課、工事業務委託の進捗状況のほか、上下水道事業審議会は既に2回 開催。次は12月下旬とのことであります。

福祉課であります。第9期介護保険事業計画についてなどの報告。

ほけん年金課、新型コロナウイルスワクチン接種状況。特定健診実施状況などの報告です。令和5年度の受診率は11月19日現在38.2%です。

地域振興課、株式会社もちむぎ食品センターの第35期上半期事業報告。コロナ前に戻りつつありますが、レストランは材料費の高騰が利益率に影響をしてきておるということであります。観光交流センターの開館時間を変更するとのことです。駅前は午後8時までを午後7時、辻川は午後6時までを5時になどのことです。西部工業団地の計画について、縮小変更の説明がありました。図面は、福崎町情報公開条例第7条第6項に基づき、説明後に回収をされました。事業手法の検討を、株式会社オオバに委託しておるということであります。

次に、行政視察の報告をさせていただきます。委員会は10月16日、岡山県矢掛町、17日、徳島県神山町に行政視察を行いました。矢掛町は、岡山県南西部に位置した宿場町であります。面積90.62平方キロメートル、人口1万3,356人、宿場町の歴史を生かし、町並み景観整備事業を推進、古民家活用など、にぎわいの創出に取り組んできています。行政と民間の力が結集されて取り組まれておるのが特徴であります。子育て支援は、結婚から新生活支援、妊産婦出産支援、誕生祝いから、保育医療、就学援助など、一貫した取組がされておりました。神山町は面積173.3平方キロメートル、人口4,335人、移住交流事業、サテライトオフィスの取組などを進めております。学校や民家をアトリエとして活用していく取組。サテライトオフィスの取組に併せて、芸術家や企業家など多様な人々が暮らせるようになっております。平成20年度からの移住者は214世帯、369人、サテライトオフィスは23社が、進出をしたということでありまして、現在でも14社が稼働をしておるということであります。過疎を諦めるのではなく、環境を生かした施策、あるいは継続と情熱が注目される結果を出していると感じました。

以上、行政視察の報告といたします。

議 長 次、議会広報常任委員会、植岡委員長。

植岡議会広報 議会広報常任委員会から、議会閉会中の継続調査について報告いたします。 常任委員長 委員会は、10月3日、10月13日、10月20日、10月26日の4回 開きました。

委員会では、議会だより168号の内容について編集を行いました。手に取っていただけるよう、表紙に人がたくさん載っている写真を選びました。今回も、

町民の生活に直結する記事を中心に掲載しました。ふだんあまり目にすることのないものについては、分かりやすい写真を入れるなどの工夫をしました。

以上で、議会広報常任委員会、継続調査報告を終わります。

議 長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会議会運営委員会から議会閉会中の継続調査について報告させていただきます。 運営委員長委員会は、10月5日、11月24日に開催しました。

調査の結果報告につきましては、配付しています委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明させていただきます。

まず、10月5日の委員会です。

委員会では、反問権の行使について協議し、反問権は議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対しその趣旨を明確にすることを目的として答弁者から問うものである。併せて、反問行為の内容を事前に質問者に通知することを確認いたしました。議案への個人情報の掲載については、議案ごとに配慮が必要なため、兵庫県等を参考とするために、情報収集のため継続審議等いたしました。議長への質問文書に対する対応については、継続審査といたしました。

11月24日の委員会では、継続審議としました個人情報の掲載については、案件ごとに議会運営委員会と理事者で協議し、配慮すべきと考えられるものについては配慮することに決定いたしました。福崎町議会会議規則の一部改正及び福崎町議会傍聴規則の一部改正については、ペーパーレス化システムの導入で会議等にタブレットの導入に伴い利用するためには、今回、規則改正の文言整理の必要性が生じるため、12月の最終日に委員会提案としていくことを決定いたしました。議長への質問文書に対する回答については回答すべきと考え、その回答の文言整理を弁護士等に相談した中で、全員協議会で報告協議することに決定いたしました。

以上で、閉会中の継続調査報告について、終わります。

長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議

6

議案番号順に進めてまいりますが、議案によっては複数で質疑を受ける場合も ございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第69号、議案第70号につきましては、本日全ての議案に対する 質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思いますので、あらかじめご了 承ください。

それでは、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について(損害賠償 の額を定め和解すること)について、質疑はありませんか。

番 お尋ねしたい点がありまして、事故発生が2月14日、示談交渉が成立したのが9月17日なんですけど、その間の事故が発生してから、教育委員会並びに総務文教等にそういう報告が上がったのがいつかというのと、示談交渉が始まったのがいつかっていうのをちょっと教えていただけたらなと思います。

学校教育課長 事故発生が2月14日ということで、総務文教常任委員会に初めて報告させていただいたのが8月22日であります。教育委員会に報告させていただいたのが7月26日に行われた教育委員会にて報告をいたしました。当初、もともと小中学校、幼児園を含めて、スポーツ共済保険という共済金での支払いの範疇でけがに対するお金の関係は対応しておったんですけれども、保護者のほうから直接

的に請求が出てきましたのが6月19日であります。その後、その請求額についての様々な検討でありますとかをしておったという流れで推移しておりました。

- 番 ちょっとお尋ねさせていただいた意図というのは、報告までの期間が空き過ぎなんではないかなというのがすごく気になったところで、けが等に対応する金額の範囲内で収まると思って報告が遅かったのか、相手方への今日こういうことがあって、けがしましたという報告、報告というか説明等も丁寧なことができてたのかなというのが気になるんですけど。そのどう言うたらええんやろ、この補償の範囲内で収まるんであれば、報告はしなくてもよかったんかなというのが気になるんです。ちょっとその点、答弁お願いします。
- 学校教育課長 小中学校含めまして、骨折等の事象は、年間数件起こっております。特に中学校におきましては、クラブ活動中の骨折などは散見されるところであります。今回のように、園児が鼻骨骨折ということで、大変な事故を起こしてしまったわけでありますが、今年度の6月請求いただくまで、通常のスポーツ保険の範疇でご理解いただけるものという考え方も持っておりました。ですので、委員会等への報告というのも、それまではあまりしてこなかったという流れもあります。総務教育常任委員会でもご指摘をいただきまして、その後、総務委員長、議長とも協議する中で、入院を含む3日以上の小中学校、園におけるけがにつきましては、総務教育常任委員会に報告させていただくということで、ご報告いたしました。さらに、教育委員会として、必要とあれば、報告をしていくという形で、今後は対応させていただきたいということで、進めていきたいと考えております。
- 6 番 発生した2月14日から保護者が請求された6月19日までの間に、保護者側 へのそういう説明というか、何回ぐらい行かれたのかなというのが気になるんで、 ちょっとその辺お願いします。
- 学校教育課長 事故発生当初から、園長はじめ、園内における対応というのは、週単位で毎週何かしらのご説明などもさせていただいておりましたが、教育委員会として保護者に謝罪をさせていただいたのは4月2日でありました。お父さんもなかなか日頃お仕事忙しく、行かせていただきたいという連絡を取らせていただいたところ、4月2日でということで日時が設定されたというところであります。その後、教育委員会の担当が様々なご質問等に対しても、電話対応にはなっておりましたが、対応をしておりました。最終的に、この示談がなる前に、改めてまた園におきまして、お母様に謝罪をし、今後の再発防止についてのまた説明もさせていただいたところであります。
- 番 その1回だけということで大丈夫ですか、4月2日に一度説明されたという、 一度だけということで。
- 学校教育課長 4月2日に教育長はじめ、教育長室で面会させていただいて謝罪をし、最終的にもう一度、示談前に謝罪をさせていただいたという2回であります。
- 6 番 順番に今聞かせていただいて、教育委員会、保険の範囲から出るので、教育委員会の報告があって、その教育委員会から総務文教に上がってくるまでが、また少し時間があるんで、その誤差がちょっと気になるんで、これからもっとタイトに報告が入るべきだと考えるんですけど、その辺の対処はできるんでしょうか。
- 学校教育課長 総務委員長、議長に報告させていただいた入院を含む3日以上というその基準と申しますか、それに当たるようであれば、速やかに報告をさせていただきます。
- 6 番 今回、こういう質問をさせていただいた、なるべく期間が空けば空くほど話が こじれたり、そういうことが起きたりしないのかなという心配もあるし、当然、 けがされた園児の方のことも気になるんですけど、素早い対処をどんどんしてい

かんと、いろんなこじれていく問題が多いんで、ちょっと気になったんで、この 期間が短くもっと詰めてできたはずじゃないんかなということで質問させていた だいたんで、これからは対応のほうよろしくお願いいたします。

議 長 他ございませんか。

- 1 1 番 今、学校教育課長の答弁なんですけど、教育長はどう思われとんですか。植 岡議員が幼児園のことについて、こう語りよう中で、やはり、教育長が最後は答 弁すべきだと思うんですけど、教育長、見解を。
- 教育長子どもの安全を託されておる学校、園、また活動中の事故で、責任は大きく深く反省しております。そして、今、植岡議員言われたように、子どもや保護者への初期対応、誠意ある初期対応に今後、もっと努めていかないかんなというふうに反省をしております。今回のことで、特に幼児園においては、過去のマニュアルに頼り過ぎておったというふうな反省もしております。今後、必要に応じて、適時、様々なマニュアルを見直したいということで、既に何件がマニュアルも見直しておるところであります。今回のこのけがをさせてしまったという事案については、全て、教育長、私の力量不足及び配慮不足というふうに反省しておりますが、結論は、先ほど申しましたように、初期対応をもっと丁寧にしていかなければならないというふうに感じております。
- 1 1 番 ちょっと強めに言うたんですけども、教育長の見解でやはり注意していくと いうことで、聞けてよかったと思うんです。ありがとうございました。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 8 番 完治までの期間はどれぐらいだったんでしょうか。
- 学校教育課長 2月14日に事故が発生いたしまして、3月17日からは園のほうへ登園されました。いわゆるそこで、身体的なものとしては、みんなと同じことができるということで、新学期4月5日以降も毎日登園されておられるという状況であります。
- 番 よく全治何週間とかいう表現するじゃないですか。結局、治療が終了したと、 後遺症はないというふうに理解していいんですか、そこら辺どう。治療期間に何 日間の期間を要して、後遺症がないというそういう認定になった示談書になって おるということですか。それから、今、ちょっと触れられましたが、その園児の 方は、引き続き、田原幼児園ですか、そこへずっと通っていただいておるという そういう理解でよろしいですか。
- 学校教育課長 まず、園児さんはそのまま元気に通っていただいております。弁護士を介してのいわゆる法定代理人さんとの最終的な免責証書というものをいただいておりまして、本件事故に係る損害につきましては、一切、今後、異議、苦情も申し出ないという一筆をいただいておるところであります。
- 議 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。
- 4 番 再発防止の策を講じたということですけど、幼児園とか、けがはあるものと思ってるんですけど、どのように再発防止をされるのですか。
- 学校教育課長 事故を受けまして、様々な検討、職員会議で問題点等の確認等をまずいたしました。先ほど、教育長からもありましたように、マニュアルの見直しということで、緊急事態が発生したときの、まず救急車の要請につきまして、従前のマニュアルでは、数項目の項目に合致した時点で初めて救急車呼ぶというような形にしておりましたが、今後は、マニュアルに縛られず、遠慮なく救急車を早急に要請するという形に変えております。そして、特に田原幼児園、福崎幼児園もそうなんですけれども、園児数が多い園でありますので、これまでは、異なる年齢の園児さんが、園庭で一緒に遊ぶという場面があったんですが、衝突等のリスクな

どが高いということで、いわゆる学年ごとに園庭で遊ぶようなカリキュラムに変えております。さらにそのときには、全体を把握して事前に危険を回避するように、職員の配置をするようにいたしました。あとは、特に田原幼児園、発生した園でありますので、園内のリスクを見直すように、改善できるリスクは改善するんですけれども、どうしてもその見通しの悪い部分でありますとか、危険であるというところについてマップ化いたしまして、職員での共通理解の下、リスク回避を図るという形にしております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について(損害賠償の額 を定め和解すること)について質疑ありませんか。

- 8 番 事故の全体の双方の被害額とそれから過失割合等について、どのような判定と 計算になっておるのかお聞かせいただきたいと思います。
- 上下水道課長 損害額につきましては相手方の車の修理代金33万495円です。こちら側の損害が同じく車の修理代で5万1,000円となっております。それぞれ過失割合につきましては8対2ということでございますので、相手方の修理費の20%をこちらの責任額として支払いました。その額が今回の議案に提案しております。この6万6,099円となっております。また、相手方の負担につきましては、先ほど申し上げました5万1,000円の損害額の80%、4万800円を相手方が負担するということになっております。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに。

- 1 番 物損事故で、よかったかなという感じなんですけども、今、小林議員も言われたように、負担割合、これも聞きたかったんですけど、この役場の車に関して、これは上下水道課やったんですけども、安全管理者は今、誰がされてますのでしょうか。
- 総務課長でございます。
- 1 1 番 こういう事故があって、安全管理者として、これからの指導、何かされまし たでしょうか。
- 総務課長 11月になりますが、安全運転研修を全職員対象ということで、全4回開催 をいたしました。福崎警察の交通課の職員さんに来ていただきまして、講習と安 全運転の町の職員を対象にというような内容で講習をいただきました。
- 町 長 この専決処分なんですけれども、こういった案件は、議会の議決をもらわなければならない、重要な案件だということでございます。そのうち、もちろん専決処分できるものはどんなものがあるということが決められておりまして、そのルールにのっかって、この報告をさせていただいているということでございます。

そういうことを前提に、大事なことはこういったことを再発防止するためにはどうしたらいいかということが一番大事でございますので、その点については、今後しっかりと取り組んでいきたいとこのように思います。

- 1 番 それは、分かっとんですけども、やはりこういうこと、町長、僕が言いよんはね、そやから、今、町長も言われたように、今後、安全運行管理者として、どういうふうにしていくか、学校教育課として、今、教育長が言われました古いマニュアルを見直したと、こういうことが大切なんですよ。そやから、ここへ上がってきとる専決処分で可決するだけじゃなく、今後の対策を考えていってほしいというこういうことなんです。
- 町 長 教育委員会の部分は、教育委員会でしっかりとやっていただくということでございまして、交通安全の部分については、一般行政のほうが担当しているわけでございますが、やっぱり時代、時代に合わせて、いろんな取組も実際はやっております。飲酒運転の厳罰化によりまして、施設の中に感知器を置かなあかんというようなこともなっておりまして、それも役場の中で対応しているということでございます。引き続き、しっかりと関心を持って交通安全には取り組んでいきたいと、このように思います。
- 議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、報告第10号、議会の委任による専決処分の報告について(福崎小学校トイレ改修工事)について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第69号、市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号、人権擁護委員の推薦について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第71号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第72号、福崎町駅前観光交流センター及び福崎町駅前交流広場の 指定管理者の指定について質疑はありませんか。

- 4 番 辻川観光交流センターと駅前ですが、その一般公募をしないで引き続きという 説明が、かなり貢献しているというような評価ですが、ばっと見ていると、人通 りも少なくて、どういうふうに貢献してるかが、具体的に来館者の数字だけ出さ れているんですが、来館者の推移もそんなに多いとも思わないんですけど、もう 少し一般公募しなかった理由というのが必要なのではないかと思いますが、いか がでしょうか。
- 地域振興課長 そもそも、指定管理者選定委員会を開催して、現指定管理者のペイジを公募 によらず選定したわけなんですけれども、理由としましては、観光振興として誰 もが訪れやすく住みやすい町を目指して、町民、来訪者の交流促進、地域のにぎ わいの創出活性化を目的として、辻川とそれから駅前を核として、それぞれ代表

的な施設がございます。それを連携しながら、観光交流、そして観光客を呼び込もうというわけで動いております。コロナの中ですけれども、令和4年度、60万人以上の方が、福崎町に来られております。それは非常に功績であったと思っております。そして両センター駅前と辻川合わせますと、10万人の方が来館していただきまして、福崎町の魅力、観光に興味を持っていただいている、そしてその周りににぎわいづくりをされているというようなことでございますし、福崎町全体でまちづくりに取り組んでいること、それから観光グッズの販売なんかにも積極的に取り組んでいることで、福崎町の観光は非常に大きく盛り上がっているような状況があります。それらが全ての実績につながって、指定管理者をペイジとしているというような状況でございます

- 番 その観光客が増えたのは、私はあの妖怪ベンチとか辻川の広場の妖怪たちがかなり人気を得ているのではないかなと思ってますので、その観光交流センターが結構、いうたらがらがらっていうのは、町民さんもすごく心配しているところなんですね。結構な費用をつぎ込んで、あのセンターを造って、町民もそんな利用していると思わないんで、人もまばらなのをもう少しその町民にどういうふうに観光にこのセンターが寄与しているかということを示していく必要があるのではないかと思うのですが、それについてはいかがですか。
- 地域振興課長 センター自体、がらがらっていうところ僕は認識はございません。駅前のセンターでしたら、播但線利用される方の利便性の向上にもつながってますし、その前の広場、あそこで食フェスとか、そういうイベントのこともやってったり、昨年度でしたらダンスのイベントをやったりいうことで、地域の方も一緒に盛り上がったイベントもやっております。それの中心的なところがPAGEさんが管理している駅前のセンターでございますので、それぞれの役割、駅前は地域全体、それから播但線の利用者の方、それからそこで2階にコワーキングスペースがあります。それは企業さんとか、そういう学習の場という形でも利用されてますし、そして辻川の方でしたら、町に来られる観光客さんの、今言われた妖怪ベンチを巡っていただいて、それから辻川のセンターで観光のグッズを買ってもらう、地域の消費喚起につながるというような状況で、それぞれの立場によって、センターの目的がございますので、それぞれそれを運営されているPAGEさんが町と一緒になって、観光を盛り上げているというような状況でございます。
 - 番 町のその認識と、住民の認識がちょっと違うということをちょっともう少し認 識していただけたらなと思います。以上です。

4

町 長 ご意見ありがとうございます。もともとこの観光交流センターなんですけれども、駅周辺整備事業の一環で、駅をにぎやかにしていこう。盛り上げていこうというようなところから、この建設が決まったものでございます。このPAGEさんについてはですね、この観光交流センターをどのようにして運営していくかということが5年前にあったわけなんですね。町が直営でやるというようなこともできたわけなんです。けれども町がノウハウがない町ができないと、してもうまくいかないだろうというところで広くいろんなところにやっていただけるとこがないかいうことを調べた中でですね、どこも手が挙がらなかったわけなんですね。それで、文化観光まちづくり協議会を一緒にやっていただいている神戸新聞さん、それから一般社団法人のノオトさんがちょっと中心になってですね、やってやろうと、すみません、その前にですね、PAGEさんがやってやろうとしてくださったのは、三木家住宅の宿泊施設のほうをやりたいというところで、考えてくださってたわけなんですね。そして、同じ時期にですね観光交流センターも、立ち上げらないかんとなったときに、観光交流センターのほうは、やってやろうとい

う業者が見つからなかったわけなんですね。それで、町の方から、どちらかといえば、PAGEさんにお願いをして、指定管理をしていただいたというところでございます。それが盛り上がってるか盛り上がっていないかいう認識は、住民さんとちょっと違うというようなご意見なんですけれども、私は5年間一生懸命やってくださってですね、駅前でもいろんなイベントがありました。辻川観光交流センターのほうでもイベントがありました。それをですね、今後5年間やっていただくに当たりましてですね、もっともっとにぎやかにしていただきたいということは私も思いますし、それに対して町も一緒になってですね、駅前や辻川の周りがにぎやかに地域振興が図られるように、一緒になって努力をしていきたいという思いでこのペイジに引き続き指定管理をお願いしたいというところでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第73号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及 び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正 する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第75号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

- 番 会計年度任用職員の給与及び改正についての時期なんですけども、どれも来年 6年4月1日から施行するという記述があるわけなんですけども、私、財政的に 国の方が支援するという、できるだけ国の方からも、措置をさかのぼって遡及い うんですけども、遡及して支給したらどうかという話が出ておるのに、この辺、 来年4月1日からということになっておるわけなんですけども、その辺の見解は どう考えておられるんですか。
- 総 務 課 長 1日目の提案説明でも少し触れさせていただきましたが、会計年度任用職員は1年を任期として、年度の初めに勤務条件の通知をさせていただいて定めているというところでございます。人事院勧告で、給与が増額になる場合、減額になる場合等ございます。それらによって、労働者側の有利になる場合、不利になる場合あると思います。扶養の範囲を超えてしまうとか、いうような場合なんかの勤務調整とかも民間などでは大きな問題にはなっておりますが、そのようなところで、その年度の途中での勤務条件の変更というのはしないということが基本になってくるというのが会計年度の制度の仕組みと、一方で竹本議員がおっしゃいます、その人勧を正規職員と同じように反映するという、相反するといいますか、そういうのがあるのは事実だと思っております。

- 番 総務課長はよく内容的にはご存じと思うわけなんですけども、不利益いうこと もそれは承知するわけなんですけども、やはり職員さんが働いていただく中で、 できるならば、そういう対応してほしいと、ほかにも、これほかにもいうて、・ 他市町もそういうところがあろうと思うんですけども、そのようなところも温か くやはり賃金が上がる、また働いておるものがそのことに対しても、やはり私は、 そういうことが働きがいにあるつながりに大きく貢献してくると、これは思うわ けなんですけども、その辺のところを含めて、理解してほしいなと思います。何 でこういう質問するかといいましたら、労働条件の、そういったことの中身はな かなか、それぞれの組織は組合があるわけなんですけども、こういった職員さん は組合組織までない、意見もなかなか言えない、そういうようなことの方たちに も、やはり意見を聞く、そういう場もあってもしかりなんではないかなと。仕事 そのもの自身も、できるだけ正職員が担っていくことなんですけども、やはりな かなかそういうこともできないというところで、非常勤、昔は非常勤職員とかい う言葉が出ておった中で、今年からこういう名前が変わってきただけのことであ ります。そういうような中でもやはり、職場の環境も含めて、こういう声も聞い ていける場があってもしかりとそういうふうに思います。その辺はどう考えてお られますか。
- 町 長 竹本議員がおっしゃることも、そのとおりだと思います。この件については、各市町いろんな対応されているということも承知をしております。福崎町は、反映させないという決断をしたんですけれども、その一つの理由がですね、先ほど総務課長も申し上げたんですけれども、今回はたまたま賃金が上がるほうになっておりますが、逆に今まででしたら下がる方が多かった時代もいっぱいあったんです。そのとき下げたかといいますと、下げておりません。今後検討してまいりたいんですが、もう反映させるという方針を今後取っていくということを決めたらですね、上がるときもあれば、下がるときもある。そういうことになりますので、その点はまた組合ともよく相談させていただきながら、町としての方針を考えたいとこのように思います。
- 番 今、町長のほうから答弁していただきましたように、理解は大筋ではしておる わけなんですけども、できるだけやはり職員の有利な方向で検討していただきた いそういうふうに思いますのでよろしくお願いします。
- 議 長 他に質疑は。

2

- 8 番 交付税関係といいますか、そのほうの裏づけ、財源的な裏づけですね、これは どんなふうになっておるんでしょうか。これは前の2つの議案についてもお聞き をしたかったんですが、とりあえず、この件とそれからその前の2つについても、 お聞かせをいただけたらと思います。
- 企画財政課長 会計年度任用職員の財政措置については、交付税、普通交付税で包括算定経費2,330万9,000円、これは期末手当分が措置されている状況でございます。人事院勧告の分は特に交付税算入はございません。
- 番 交付税算入をされておる部分がですね、ついてはよくニュースでも話題になった部分もあるわけですが、こういうものを反映させない年があるとすればですね、これも若干問題ではないかと思うんですが、そういうことにはなってないということですか。先ほどからの議論からいたしまして、質疑応答からいたしましてですね、交付税算入はされておるんだけれども、そのとおり出していないという、そういう部分があるんですか。
- 企画財政課長 会計年度任用職員につきましては、期末手当の措置ということで、期末手当 は出しておりますので、措置分は対応しております。

議 長 よろしいでしょうか。

8 番 勤勉手当についてはどんなふうになっておるんですか。

企画財政課長 勤勉手当については、令和6年度からになりますので、また、令和6年度の 普通交付税で算入されるとは、ちょっと今は分からないんですが、参入されると は思っております。

- 番 いずれにしてもですね、同じ責任を住民に対しては同じ責任を持ちながらですね、大変な差があるというふうな部分もあると思いますので、そして財源措置もあり、国の方針も出ておるのに福崎町の場合は遅れている、あるいは他市町から比べて遅れているということがあれば問題だと思いますので、その点についてはどのような状況でしょうか。他市町との関係等についても。
- 総 務 課 長 この議案に関係する人勧の遡及適用という部分でございますが、令和5年度 の自治労の調査では、遡及適用する自治体は約3割というような状況となっております。また県下の12町でいいますと、5町が遡及適用をすると、7町はしないというような現状となっております。
- 8 番 できればですね福崎町も、職員の利益になる方向でやってほしいなというふう には思います。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

再開を10時55分といたします。

 \Diamond

休憩 午前 1 0 時 4 0 分 再開 午前 1 0 時 5 5 分

 \Diamond

議 長 会議を再開いたします。

学校教育課長 先ほど、報告第8号で小林議員からご質問いただきました園児の治療期間についてでございますが、令和5年2月14日から令和5年3月22日までの37日間ということで、この3月22日をもちまして、治療は終了されておられます。

議 長 よろしいでしょうか。

それでは次に、議案第77号、福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第78号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第79号、令和5年度福崎町一般会計補正予算第(第5号)について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第80号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第81号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号) について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第82号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)ついて質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第83号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第84号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号) について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第85号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)に ついて質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第86号、福崎町道路線の認定について質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いた します。

日程第3 討論·採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。議案第69号、市川町外三ケ市町共有財産事務組合議員の選任について及び議案第70号、人権擁護委員の推薦については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号及び議案第70号については、本会議において、即決することに決定いたします。

それでは、討論・採決を行います。

議案第69号、市川町外三ケ市町共有財産事務組合議会議員の選任について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。 (起立全員) 議 長 起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第70号、人権擁護委員の推薦について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。 (起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。

議案第71号から議案第86号までをそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第71号から議案第73号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第74号から議案第77号までは、総務文教常任委員会に、議案第78号は民生まちづくり常任委員会に、議案第79号は総務文教常任委員会に、議案第80号から議案第86号までは、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は5件、民生まちづくり常任委員会は11件、以上16件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。 以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時02分